

# 3

## 給水装置の構造及び材質並びに指定材料



## 3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

### 1 解説

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準による性能及びシステム基準適合品であること。また、配水管への給水管の取付工事及び当該取付口から量水器（二次側継手部（HI 伸縮継手等））までは管理者が指定をする材料（※表 3-5、6 及び 7 参照）を使用すること。

### 2 給水装置とは

水道法第3条第9項

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

### 3 直結する給水用具とは

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。

水道メーターは、水道法第16条が供給水の汚染、漏洩を防止するとの観点から規定されている趣旨に照らして、給水装置に該当するものと解せられる。

### 4 給水装置の構造及び材質の基準（水道法・水道法施行令）

水道法第16条

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）」に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令第5条

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、浸食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていること。
- 七 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水

装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

## 5 給水装置の構造及び材質の基準（厚生省令第14号）

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第5条第1項、並びに同第2項に基づく「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久の7項目の基準）」（平成9年3月19日厚生省令第14号）に適合しなければならない。省令で定める事項は次のとおりである。

### (1) 耐圧に関する基準（省令第1条）

令第5条第1項第4号の「水圧に対し十分な耐力を有するものであること」及び「水が漏れるおそれがないものであること」についての技術的細目

### (2) 浸出等に関する基準（省令第2条）

令第5条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」についての技術的細目

### (3) 水撃限界に関する基準（省令第3条）

令第5条第1項第5号の「破壊を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

### (4) 防食に関する基準（省令第4条）

令第5条第1項第5号の「侵食を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

### (5) 逆流防止に関する基準（省令第5条）

令第5条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」及び同条第1項第7号の「水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

### (6) 耐寒に関する基準（省令第6条）

令第5条第1項第5号の「凍結を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

### (7) 耐久に関する基準（省令第7条）

頻繁な開閉作動を繰り返すうちに弁類の耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能に支障が生じることを防止するための基準であり、弁類は一定回数の開閉操作後、基準省令に規定する耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有するものでなければならないことを定める。

## 6 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（要約）

前項の省令についての要約を下記に示す。

### (1) 性能に関する基準

個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な判断基準

### (2) システムに関する基準

給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準

### (3) 上記(1)(2)の基準に基づく詳細事項

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

(A) 耐圧に関する基準

水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準

(B) 浸出に関する基準

金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準

(C) 水撃限界に関する基準

水撃作用により、給水装置に破損等が生じることを防止するための基準

(D) 防食に関する基準

腐食を防止するための基準

(E) 逆流防止に関する基準

汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準

(F) 耐寒に関する基準

給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破損等が生じることを防止するための基準

(G) 耐久に関する基準

頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準

(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

下表内に掲げる耐圧、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐久及び耐寒の各性能試験とは、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年4月22日厚生省告示第111号）に定める試験をいう。

表 3-1…「給水装置の構造及び材質の基準」（要約）の項目・基準別区分表 第1条

基準項目	性能基準
第1条	1 給水装置は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。
耐圧に関する基準	① 給水装置は、耐圧性能試験により1.75Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損、その他以上が認められないこと。
(水道法施行令第5条第1項 第4号該当基準)	② 貯湯湯沸器及びその下流側に設置されている給水用具は、耐圧性能試験により0.3Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他以上が認められないこと。
※最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。	③ ②の給水用具のうち、一缶二水路型貯湯湯沸器は、その浴槽内の水等の加熱用の水路の部分については、溶接を除く接合箇所を有せず、耐圧性能試験により1.75Mpa静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他異常が認められないこと。
	④ Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前③号の性能を有するとともに、耐圧性能試験により20kpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他異常が認められないこと。
	給水装置システム基準
	2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
	3 屋内の主配管は、配管経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行えるようにしなければならない。

参考：（社）日本水道協会 水道施設設計指針 2012

表 3-2…「給水装置の構造及び材質の基準」(要約)の項目・基準別区分表 第 2、3、4 条

基準項目	性能基準
第 2 条 浸出等に関する基準  (水道法施行令第5条第1項 第4号該当基準)	<p>1 飲用に供する給水装置は、浸出性能試験により供試品について浸出させたと き、その浸出液は別表第1に掲げる基準に適合していなければならない。</p> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <p>2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造 であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあ たっては、この限りではない。</p> <p>3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するものを貯留又は取扱う施 設に近接して設置してはならない。</p> <p>4 鉛油、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置する給水装置 は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護の ための措置を講じられているものでなければならない。</p>

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

基準項目	性能基準
第 3 条 水撃限界に関する基準  (水道法施行令第5条第1項 第5号該当基準)	<p>1 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能試験によ り当該給水用具内の流速を2m/s又は当該給水用具内の動水圧を0.15Mpaとする条 件において給水用具の止水機構の急閉止をしたとき、その水撃作用により上昇する 圧力が1.5Mpa以下である性能を有するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <p>1 ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアークッションその他の水撃防止 器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じられるものにあ っては、この限りではない。</p>

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

基準項目	性能基準
第 4 条 防食に関する基準  (水道法施行令第5条第1項 第5号該当基準)	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <p>1 酸又はアルカリによって浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装 置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆する等 により適切な浸食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。</p> <p>2 漏洩電流により浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非 金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措 置が講じられていること。</p>

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

表 3-3…「給水装置の構造及び材質の基準」(要約)の項目・基準別区分表 第5条

基準項目	性能基準
<p>第5条</p> <p>逆流防止に関する基準</p> <p>(水道法施行令第5条第1項 第4号及び第7号該当基準)</p>	<p>1 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水器具が、水の逆流を防止できる適正な位置に設置されていること。</p> <p>① 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに適合していなければならない。</p> <p>イ 減圧逆流防止器は、逆流防止性能試験により3kpa及び1.5Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破壊その他の異常を生じないとともに、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、減圧逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3mmを超えないこと。</p> <p>ロ 逆止弁及び逆流防止装置を内蔵した給水用具は、逆流防止性能試験により3kpa及び1.5Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破壊その他の異常を生じないこと。</p> <p>ハ 逆流防止装置を内蔵した給水用具のうち次表に掲げる逆流防止給水用具の口の規定の適用については、その区分に応じ同表の字句にそれぞれ読み替える。</p> <p>ニ バキュームブレイカーは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、バキュームブレイカーに接続した透明管内の水位の上昇が75mmを超えないこと。</p> <p>ホ 負圧破壊装置を内蔵した給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。</p> <p>ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。</p> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <p>② 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 呼び径が25mm以下のものにあつては、別表第2の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。</p> <p>ロ 呼び口径が25mmを超えるものにあつては、別表第3上欄に掲げる区別に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。</p> <p>2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、第1項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流防止のための措置が講じられているものでなければならない。</p>

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012



表 3-4…「給水装置の構造及び材質の基準」(要約)の項目・基準別区分表 第 6、7 条

基準項目	性能基準
第 6 条 耐寒に関する基準 (施行令第 5 条第 1 項 第 5 号該当基準)	1 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設定されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(以下「弁類」という。)にあっては、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返し、かつ、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあたっては、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、第 1 条第 1 項(給水管及び給水用具の耐圧性能基準)、第 3 条(水撃限界性能基準)及び第 5 条第 1 項(逆流防止性能基準)に規定する性能を有するものでなければならない。
	給水装置システム基準
	1 ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置が講じられているものにあたっては、この限りではない。

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

基準項目	性能基準
第 7 条 耐久に関する基準 (共通事項)	1 弁類(第 6 条の性能基準に該当するものを除く。)は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、第 1 条第 1 項(給水管及び給水用具の耐圧性能基準)、第 3 条(水撃限界性能基準)及び第 5 条第 1 項(逆流防止性能基準)に規定する性能を有するものでなければならない。

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

## 7 第3者認証

給水装置の構造及び材質の基準への適合確認は、自己認証を基本とし、又は第3者認証機関の証明によるものとする。この為、給水装置の構造及び材質の基準を満足する製品規格（日本工業規格・自己認証品・第3者認証品）に適合している製品のみ使用することができる。なお、認証を実施している第3者認証機関は、次のとおりである。

- (1) 公益社団法人 日本水道協会
- (2) 一般財団法人 日本ガス機器検査協会
- (3) 一般財団法人 日本燃焼機器検査協会
- (4) 一般財団法人 電気安全環境研究所

※厚生労働省給水装置データベース

## 8 給水管及び給水用具の指定材料並びに指定範囲

- (1) 給水装置工事の量水器一次側（分岐から量水器（二次側継手部（HI伸縮継手等）まで ※図3-1参照）の指定材料は表3-5、6及び7によるものとする。ただし、直結増圧式給水において、各戸PSに量水器を設置する場合は、分岐から第1止水栓までの給水材料及び第2止水栓を指定材料とする。（※図3-2参照）
- (2) 量水器以降（直結増圧式給水においては、第1止水栓以降）に使用する給水管及び給水用具の使用材料は、施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準による性能及びシステム基準適合品（日本工業規格・自己認証品・第3者認証品）であること。
- (3) 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、量水器用バルブ、量水器及び継手を以て構成し、止水栓筐、量水器筐等その他の付属用具を備え付けること。

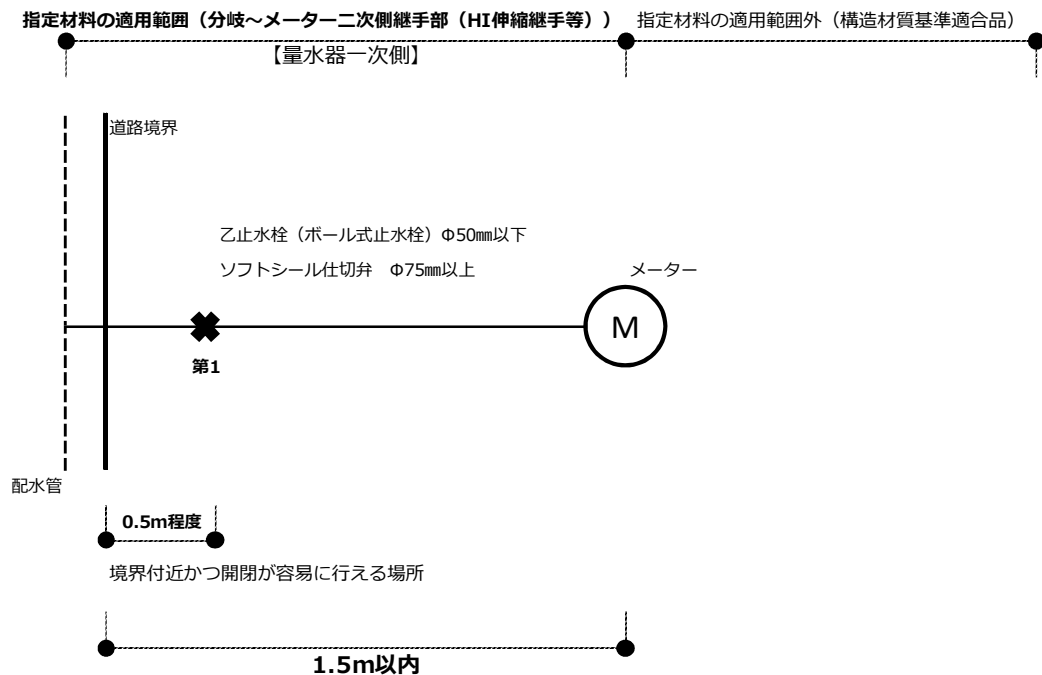


図3-1…量水器一次側指定材料の適用範囲

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

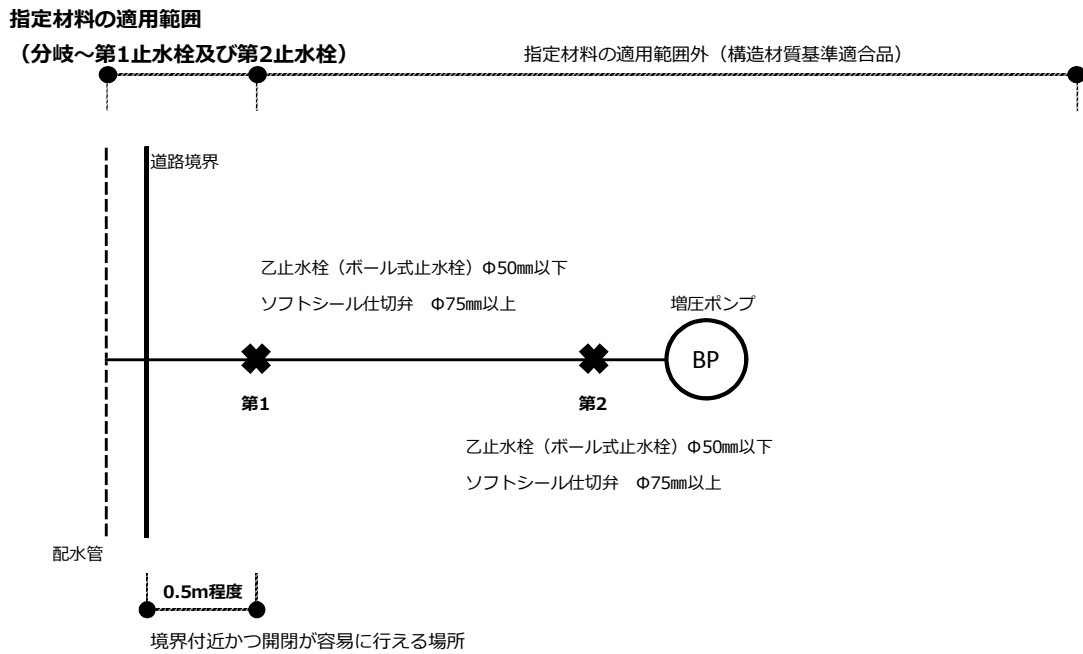
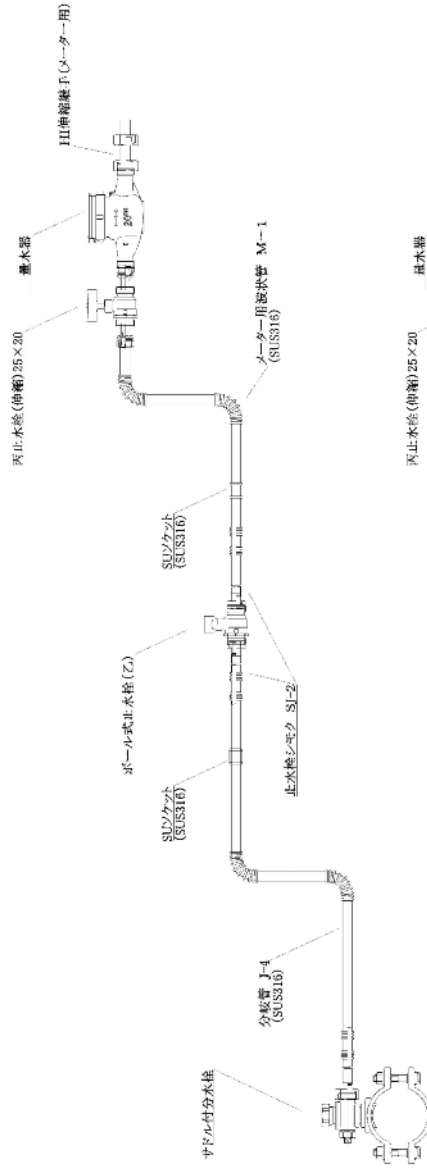


図 3-2…増圧式給水方式一次側指定材料の適用範囲

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

SUS φ 25 標準施工図



HI φ 25 標準施工図

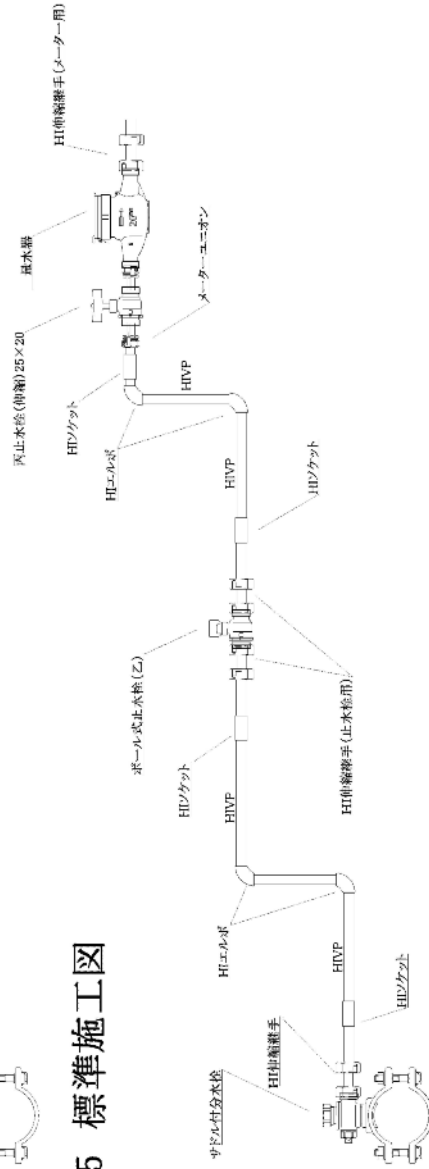
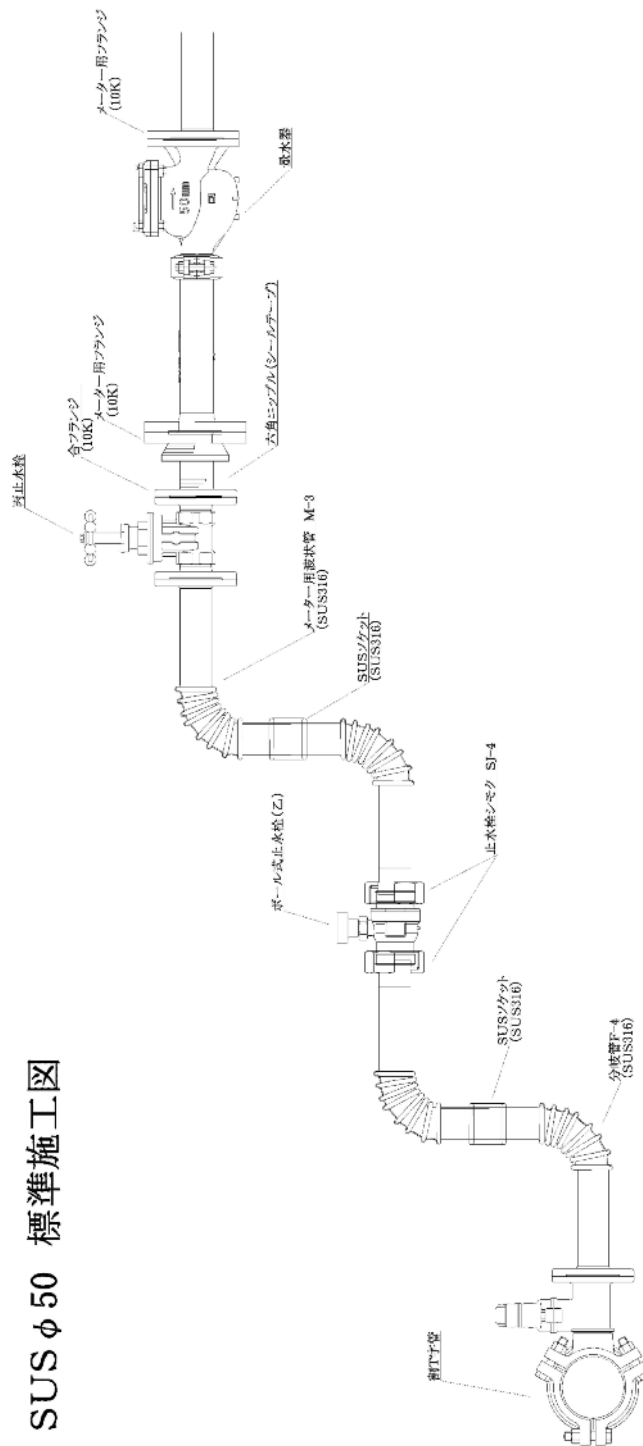


図 3-3…口径 25 mm取出時標準施工図 (SUS・HI)

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料



## **9 機能水器具の設置**

浄水器具等の機能水器具を設置する場合は、器具の機能・効用等について十分に理解し、使用者又は所有者の責任において設置する。設置する場合は、関連法令に適合した器具であり自己認証又は第3者認証機関の証明のある製品でなければならない。

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-5…一次側指定材料①（施行規則第 5 条第 4 項に定める指定材料）

部位	材料名	規格		口径	社名	備考
分岐材	水適用サドル付分水栓	JWWA	B117	φ 25	前澤給装工業㈱	DIP・CIP・VP・SP型
	サドル付分水栓	JWWA	B117	φ 25	乗本商事㈱	DIP・CIP・VP・SP型
	サドル付分水栓	JWWA	B117	φ 25	㈱キッツ	DIP型・CIP型
	協会型サドル付分水栓	JWWA	B117	φ 25	㈱光明製作所	DIP・VP・SP型 エポキシ樹脂粉体塗装
	サドル付分水栓	JWWA	B117	φ 25	㈱タブチ	DIP・CIP・VP・SP型
	サドル付分水栓	JWWA	B117	φ 25	㈱日邦ハルレ	CIP・VP・SP型
	ヤノT字管S型	自己認証		φ 50~	大成機工㈱	三割り エポキシ樹脂粉体塗装
コスモバルブ鋼鉄管用耐震Ⅱ型	JWWA	G114	φ75~200 × φ75~150	コスモ工機㈱	エポキシ樹脂粉体塗装	
管 類 (分岐管)	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS 316、4m、分岐管、J-4
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS 316、4m、分岐管、J-4
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 25	㈱サンコー	SUS 316、4m、分岐管、J-4
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱ベンカン	SUS 316、4m、分岐管、J-4
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱ベンカン	SUS 316、4m、分岐管、F-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS 316、4m、分岐管、F-4
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS 316、4m、分岐管、F-4
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 50	㈱サンコー	SUS 316、4m、分岐管、F-4
管 類 (推進用)	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS 316、4m、推進用、B-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS 316、3m、推進用、B-1
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 25	㈱サンコー	SUS 316、3m、推進用、B-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱ベンカン	SUS 316、3m、推進用、B-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱テクノフレックス	SUS 316、3m、推進用、B-2
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱ベンカン	SUS 316、3m、推進用、B-2
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS 316、4m、推進用、B-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS 316、3m、推進用、B-3
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 50	㈱サンコー	SUS 316、3m、推進用、B-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱ベンカン	SUS 316、3m、推進用、B-3
管 類 (量水器用)	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS 316、1m、量水器用、M-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS 316、1m、量水器用、M-1
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS 316、1m、N-1
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 25	㈱サンコー	SUS 316、1m、量水器用、M-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱ベンカン	SUS 316、1m、量水器用、M-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱昭和螺旋管製作所	SUS 316、1m、量水器用、M-2
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱テクノフレックス	SUS 316、1m、量水器用、M-2
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱ベンカン	SUS 316、1m、量水器用、M-2
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS 316、1m、量水器用、M-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS 316、1m、量水器用、M-3
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 50	㈱サンコー	SUS 316、1m、量水器用、M-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱ベンカン	SUS 316、1m、量水器用、M-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS 316、0.7m、量水器用、A-1
	波状管 指定品	JWWA	G115	φ 25	㈱サンコー	SUS 316、0.7m、量水器用、A-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 25	㈱ベンカン	SUS 316、0.7m、量水器用、A-1
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱テクノフレックス	SUS 316、0.8m、量水器用、A-2
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 40	㈱ベンカン	SUS 316、0.805m、量水器用、A-2
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS 316、0.8m、量水器用、A-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱サンコー	SUS 316、0.805m、量水器用、A-3
	波状管 指定品	JWWA	G119	φ 50	㈱ベンカン	SUS 316、0.805m、量水器用、A-3

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-6…一次側指定材料②（施行規則第 5 条第 4 項に定める指定材料）

部位	材料名	規格		口径	社名	備考
管 類 (シモク)	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 25	昭和和螺旋管製作所	SUS 316, 0.1m, 止水栓用シモク S3-1
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 25	昭和和螺旋管製作所	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク S3-2
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 25	鋼テクノフレックス	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク S3-2
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G115	φ 25	鋼サンコー	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク S3-2
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 25	鋼ベンカン	SUS 316, 0.1m, 止水栓用シモク S3-1
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G115	φ 25	鋼ベンカン	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク S3-2
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 40	昭和和螺旋管製作所	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク S3-3
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 40	鋼テクノフレックス	SUS 316, 0.6m, 止水栓用シモク S3-3
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 40	鋼ベンカン	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク S3-3
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 50	昭和和螺旋管製作所	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク S3-4
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 50	鋼テクノフレックス	SUS 316, 0.65m, 止水栓用シモク S3-4
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 50	鋼テクノフレックス	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク SF-1 フランジ用
	止水栓用シモク 指定品	JWWA	G115	φ 50	鋼サンコー	SUS 316, 0.65m, 止水栓用シモク S3-4
止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 50	鋼ベンカン	SUS 316, 0.65m, 止水栓用シモク S3-4	
止水栓用シモク 指定品	JWWA	G119	φ 50	鋼ベンカン	SUS 316, 0.5m, 止水栓用シモク SF-1 フランジ用	
管 類 (HI)	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS	K6742	φ 13~φ 150	前澤化成工業㈱	4.0m
	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS	K6742	φ 13~φ 75	積水化学工業㈱	4.0m
継手類 (SUS)	モルコジョイントソケット	JWWA	G116	φ 13~50	鋼ベンカン (ハネックス)	SUS 316
	雄アダプタ付ソケット	JWWA	G116	φ 13~50	鋼ベンカン (ハネックス)	SUS 316
	雌アダプタ付ソケット	JWWA	G116	φ 13~50	鋼ベンカン (ハネックス)	SUS 316
	JSジョイントソケット	JWWA	G116	φ 25~50	オーエヌ工業㈱	SUS 316
	JSジョイント径違いソケット	JWWA	G116	φ 40×25, 50×25, 50×40	オーエヌ工業㈱	SUS 316, 異径
	モルコジョイントティー	JWWA	G116	φ 13~50	鋼ベンカン (ハネックス)	SUS 316 チーズ
継手類	モルコジョイントティー	JWWA	G116	φ 20×13~50×40	鋼ベンカン (ハネックス)	SUS 316 異径 チーズ
	HI用伸縮継手分水栓用	JWWA	G269	φ 13~50	鋼キッツ	金門ネジ
	HI用伸縮継手分水栓用	JWWA	G198	φ 13~50	栗本商事㈱	金門ネジ
	HI伸縮継手(R型)分止水栓用	認証登録番号	G585	φ 13~50	前澤給装工業㈱	金門ネジ
	ビニル管用伸縮継手 (フリージョイントA形・分止水栓用)	認証登録番号	G172	φ 13~50	鋼光明製作所	金門ネジ
	HI用伸縮継手メーター用	JWWA	G269	φ 13~50	鋼キッツ	金門ネジ
	HI用伸縮継手メーター用	JWWA	G198	φ 13~50	栗本商事㈱	金門ネジ
	HI伸縮継手(R型)メーター用	認証登録番号	G585	φ 13~40	前澤給装工業㈱	金門ネジ
	メーター用伸縮継手	認証登録番号	F105	φ 13~50	鋼日邦ハルブ	金門ネジ
	フリージョイントA形・メーター用	認証登録番号	G172	φ 13~40	鋼光明製作所	金門ネジ
継手類 (HI)	単式逆止弁Ⅱ形	JWWA	B129	φ 13~25	鋼キッツ	金門ネジ
	逆止弁付メーター用伸縮継手	認証登録番号	F105	φ 13~25	前澤給装工業㈱	金門ネジ
	水道用エスロンHI-TS継手 ユニオンソケット	JIS	K6743	φ 13~50	積水化学工業㈱	
	水道用エスロンHI-TS継手 (ソケット)	JIS	K6743	φ 13~150	積水化学工業㈱	
	HI-TS継手ソケット	JIS	K6743	φ 13~150	前澤化成工業㈱	
	水道用エスロンHI-TS継手 径違いソケット	JIS	K6743	φ 16×13~150×125	積水化学工業㈱	
	HI-TS異形継手ソケット	JIS	K6743	φ 16×13~150×100	前澤化成工業㈱	
	HI-TS継手 エルボ	JIS	K6743	φ 13~200	前澤化成工業㈱	
	水道用エスロンHI-TS継手 エルボ	JIS	K6743	φ 13~150	積水化学工業㈱	
	水道用エスロンHI-TS継手 径違いエルボ	JIS	K6743	φ 20×13~25×20	積水化学工業㈱	
	HI-TS継手 チーズ	JIS	K6743	φ 13~150	前澤化成工業㈱	
	水道用エスロンHI-TS継手 チーズ	JIS	K6743	φ 13~150	積水化学工業㈱	
	水道用エスロンHI-TS継手 径違いチーズ	JIS	K6743	φ 13×16~150~125	積水化学工業㈱	
水道用エスロンHI-TS継手 インサートバルブソケット	JIS	K6743	φ 13~50	積水化学工業㈱		
HI-TS金属おねじ付バルブ用ソケット	JIS	K6743	φ 13~50	アロン化成㈱		
継手類	VC短管1号	自己認証		φ 50~150	大成機工㈱	フッ素樹脂コーティング
弁 類	ボール式止水栓	JWWA	B108	φ 13~25	前澤給装工業㈱	乙止水栓 平行おねじ
	ボール式止水栓	JWWA	E166	φ 13~25	鋼光明製作所	乙止水栓
	ボール式止水栓	JWWA	E208	φ 13~50	栗本商事㈱	平行おねじ
	ボール式止水栓	JWWA	B108	φ 13~50	鋼キッツ	乙止水栓 平行おねじ
	ボール式止水栓	認証登録番号	E22	φ 13~50	鋼タプチ	乙止水栓
	ボール式止水栓	JWWA	B108	φ 13~50	鋼日邦ハルブ	乙止水栓
ボール式止水栓	JWWA	B108	φ 40~50	前澤給装工業㈱	乙止水栓	



3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-7…一次側指定材料③（施行規則第 5 条第 4 項に定める指定材料）

部位	材料名	規格		口径	社名	備考
弁類	伸縮形ボール止水栓	自己認証		φ 13~40	前澤給装工業㈱	丙止水栓
	伸縮形ボール止水栓	JWWA	E166	φ 13~25	朝光明製作所	丙止水栓 蝶形ハンドル
	伸縮形ボール止水栓	JWWA	E226	φ 20~25	兼本商事㈱	丙止水栓 蝶形ハンドル
	伸縮形ボール止水栓	JWWA	E1	φ 13~25	㈱キッツ	丙止水栓 平行おねじ 蝶形BCハンドル
	伸縮形ボール止水栓	自己認証		φ 13~25	㈱タブチ	丙止水栓
	伸縮形ボール止水栓	認証登録番号	E468	φ 40	㈱日邦ハルブ	丙止水栓 平行おねじ
	逆支弁ボール止水栓 伸縮形	JWWA	E226	φ 20~25	兼本商事㈱	丙止水栓
	逆支弁ボール止水栓 伸縮形	自己認証		φ 13~25	前澤給装工業㈱	丙止水栓
	ブレインゲート フランジ付	認証登録番号	E450	φ 50	前澤給装工業㈱	ブレインゲートフランジ付 JIS10K 丸ハンドル
ボール伸縮止水栓 フランジ	認証登録番号	E450	φ 50	前澤給装工業㈱	丙止水栓 平行おねじ×上水フランジ 丸ハンドル	
筐体	止水栓ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600、150×600	前澤化成工業㈱	FRP蓋
	止水栓ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600、150×600	日之出水道機器㈱	FRP蓋
	止水栓ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600、150×600	兼本商事㈱	FRP蓋
	MC止水栓ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600、150×600	アロン化成㈱	FRP蓋
	止水栓筐	越谷・松伏水道企業団 指定品		250×1200	前澤化成工業㈱	ネジ式
	止水栓筐	越谷・松伏水道企業団 指定品		250×1200	日之出水道機器㈱	ネジ式
	止水栓筐	越谷・松伏水道企業団 指定品		250×1200	兼本商事㈱	ネジ式
	水量器ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 25	前澤化成工業㈱	GFPF製蓋・鋳鉄製蓋・FRP蓋 φ13~25メーター対応
	水量器ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 25	日之出水道機器㈱	GFPF製蓋・鋳鉄製蓋・FRP蓋 φ13~25メーター対応
	水量器ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 25	兼本商事㈱	FRP蓋 φ13~25メーター対応
	MCグリーンメーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 25	アロン化成㈱	再生PET蓋 φ13~25メーター対応
	MCメーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 40	アロン化成㈱	FRP蓋
	大型メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 50~100	日之出水道機器㈱	鋳鉄蓋
	大型メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 50~100	㈱トミス	鋳鉄蓋
大型メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		φ 50~100	日本鋳鉄㈱	鋳鉄蓋	
コア	密着コア	JWWA	B117	φ 25	前澤給装工業㈱	銅
	密着コア	JWWA	B117	φ 25	㈱日邦ハルブ	銅
	密着コア	JWWA	B117	φ 25	㈱タブチ	銅
	銅ブッシュ（コア）	JWWA	B117	φ 50	大成機工㈱	銅
その他	水道用エスロンHI-TS釘手 キャップ	JIS	K6743	φ 13~150	横水化学工業㈱	
	上水合フランジ	自己認証		φ 50~150	大成機工㈱	
	ポリスリーブ			φ 13~50	サンエス環境工業㈱	
	ポリスリーブ			φ 50	ヨツギ㈱	1巻60m
	表示シート			—	サンエス環境工業㈱	1巻50m
	表示シート			—	平成ポリマー㈱	1巻50m
	表示シート			—	ヨツギ㈱	1巻50m
	表示杭			—	サンエス環境工業㈱	
表示杭			—	㈱ライト産業		
年号テープ			—	サンエス環境工業㈱	1巻20m	